

第11回 外国法事務弁護士制度に係る検討会 議事録

第1 日 時 平成28年6月10日（金） 自 午前 9時59分
至 午前10時45分

第2 場 所 法務省1階会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○松本官房付 それでは、ほぼ所定の時刻になりましたので、ただいまから第11回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大村雅彦委員が所用により欠席をされております。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○松下座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配布資料について御説明をお願いいたします。

○松本官房付 本日の資料としまして、議事次第に記載しましたとおり、本検討会の取りまとめ骨子案を席上配布しておりますので、御確認をお願い申し上げます。

○松下座長 ありがとうございます。

これまで10回にわたって、本検討会の重点検討事項である職務経験要件及びいわゆるB法人制度の2点につきまして、本検討会で皆様と議論を重ねてまいりましたが、いよいよ、取りまとめを行っていく段階となってまいりました。これまでの検討会で委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえて、事務局において取りまとめの骨子（案）を作成してもらいましたので、まず、事務局から資料に基づいて取りまとめ骨子（案）の趣旨について御説明をしてもらいます。その上で論点ごとに、つまり、職務経験要件、そして、いわゆるB法人制度について、委員の皆様に取りまとめに向けた意見交換を行っていただきたいと思います。それでは、事務局から取りまとめ骨子案について御説明をお願いします。

○松本官房付 それでは、事務局の法務省から御提示させていただきました「外国法事務弁護士制度に係る検討会取りまとめ骨子（案）」につきまして、ポイントを絞って概要の御説明をさせていただきます。

まず、表題について「骨子」と付いておりますが、これにつきましては最終的な取りまとめについては巻末資料等、そういったものも付けようと考えておりますが、そういったものはまだ付いていないという意味での骨子ということでございまして、最終的には本文について、これ以上の肉付け等は考えていないところでございます。

具体的に内容ですが、「第1 はじめに」とありまして、この検討会が立ち上げられた経緯等についてまとめてございます。その後、座長からもお話がありました二つの論点、職務経験要件につきましては第2に、B法人制度につきましては第3に、それぞれ、記載がございます。

まず、「第2 職務経験要件」でございまして、1枚おめくりいただきまして2ページ目の一番最初、本検討会における議論の概要ということで、この検討会におきましては職務経験要件につきまして、三つのレベルに分けて論点を議論いただきました。1番目は外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の担保の在り方、2番目はその能力・資質・倫理の担保の手段として、職務経験要件を課すという制度に合理性があるかどうか、3番目に職務経験要件の内容として現行の職務経験要件は合理的かどうか、こういった各点について御検討いただきました。

そのうち、1番目と2番目の論点につきましては、職務経験要件は直ちに撤廃すべきであるといった意見も一部出されたところではございましたが、最終的には依頼者保護のためには何らかの制度的担保があることが望ましく、本検討会としては、そういった理由から外国法事務弁護士としての能力・資質・倫理を担保する措置を維持するのが相当であろうという結論に至りました。

そして、その能力・資質・倫理を担保する手段としては、ほかに適切な代替措置がないですとか、原資格国で一定期間、法曹資格に基づく業務を問題なく行っていたということについて、弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとして一定の意味があるですとか、そういった理由から現行の職務経験要件を課す制度に一応の合理性が認められるといった結論に至った、こういった形で1番目と2番目の論点につきましては、検討会においても一本化された結論を得るに至ったというような内容でまとめさせていただきました。

3番目の論点であります職務経験要件の具体的内容につきましては、まず、現行法を維持することにも一定の合理性があるという意見が出された反面で、日本での活動を希望する有能な外国弁護士を積極的に日本に受け入れて、健全な競争市場の構築を目指すべきという意見も出されたところでございました。そういった状況を受けて、当検討会では現行の職務経験要件を何らかの形で緩和する可能性について検討が進められました。その内容につきまして3ページで主に記載がされております。

3ページでは、出された色々な意見に丸印を付してまとめたものが記載されております。ここは大事なところですので少し読ませていただきますが、まず、一部の委員から、最初の丸印二つ分ですけれども、現行法の下では、日本以外の国で2年の職務経験を積むことが必要であり、日本で労務提供した後に一時帰国しなければならないことから、意欲に富んだ若い外国弁護士が早くから日本でキャリアを積むことができなくなるばかりか、事務所の側にとっても負担が大きい、そこで、かような外国弁護士が日本を離れなくても済むようにするか、日本を離れなければならないとしても、その期間は最長でも1年にとどめるべきである。

また、外国法事務弁護士としての資格を取得した後、日本で法律事務に従事するのであるから、日本で経験を積むことが当該外国法事務弁護士の提供する法律サービスの向上という点では望ましい面もあり、現行法よりも日本における労務提供期間を職務経験期間に算入し得るようにすべきである、こういった意見が出されたところでございます。これを二つ掲げさせていただきました。

その一方で、違った立場からの意見としまして、そもそも、原資格国における職務経験と日本における労務提供は内容としても違いがある上に、職務経験要件は原資格国で懲戒処分等を受けずに一定期間、法曹資格に基づき業務を行っていたという事実をもって、その間は能力・資質のみならず、倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとされていることからすれば、原資格国における法曹資格に基づく職務と日本における資格に基づかない労務提供の違いは本質的なものである。職務経験要件の枠組みの中で、例外的に労務提供の算入を認めている制度の趣旨に照らせば、職務経験期間の過半を超えて労務提供期間の算入を認めるべきではない。こういった意見も出されたところでございます。

こういった色々な意見が出される中で議論を進めていただきまして、検討会としては職務経験要件の具体的な緩和策としておおむね二つのオプション、一つは職務経験期間について

は現行の3年を維持し、労務提供期間を2年まで算入し得ることとする、もう一つのオプションは、職務経験期間を2年に短くし、労務提供期間を現在の1年まで算入し得ることとするといった二つの緩和策が考えられるとの結論に至ったということで、検討会としての結論をまとめさせていただきました。

4番、最後に小括としましては、こういった議論を踏まえて、関係機関に対しては諸外国の制度の状況を勘案しつつ、職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討を進めるよう検討会として要望するといった内容とさせていただいたところでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、4ページからはB法人制度についての記載となっております。

まず、最初に1番目でB法人制度導入の必要性について記載してございます。これは平成21年、この検討会の前身の研究会ですが、平成21年に取りまとめられました外国弁護士制度研究会の最終報告においてもB法人制度の必要性が提言されているところでございまして、これが今もなお通用すること等について記載がございまして。

その上で、B法人制度に対して寄せられている懸念について記載をしております。まず、最初の丸印二つでございまして、主に従来から言われている懸念といった言い方もできるかと思うのですが、まず、B法人の設立を認めると外国法事務弁護士である社員が社員又は使用人である弁護士を介して、日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるといった不当関与のおそれ、また、外国法共同事業と比較して個々の法律事務の処理に関する意思決定を誰が行っているかが外部から見えにくくなるので、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となる、こういった懸念が示されていたところでございまして。

また、更にこの検討会ではB法人に関するこれらの懸念等に関しまして、各関係団体からヒアリング等を行って意見を求めておりました。その中で、日本弁理士会から、意図せぬ技術情報流出が起り得る等といった、こちらに三つの丸印でまとめておきましたような懸念が示された、こういったこともございました。

検討会ではそういった懸念に対する議論を進めていただきました。従来から示されていた最初の二つの丸印の懸念につきましては、外国法共同事業、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用、A法人といった他の業態と比較して、B法人という業態をとることで、その危険性が高まるとは考えられないことから、不当関与のおそれや意思決定の見えにくさといった懸念は、現行のA法人制度あるいは外国法共同事業に課せられている規制と同様の規制を設けることで、十分に、抑止することができるとの意見が大勢を占めたところでございまして。

また、先ほど述べました日本弁理士会から寄せられた懸念につきましても、現行法の下でも外国法事務弁護士による情報漏えいを抑止するための措置が、現状でも一定程度講じられているといった意見が出される等しまして、当検討会におきましては共感を得るには至らなかったとまとめさせていただきました。

その他の記載もございまして、最終的には小括としまして、B法人制度は創設すべきことを前提として、各関係機関に対してB法人制度に対して示された懸念の解消にも配慮しながら、スムーズな組織変更を可能にする等の残された課題について十分な検討を進めることを要望すると、こういったまとめ方をさせていただいたところでございまして。

取りまとめ骨子(案)の内容につきましてもの説明は以上でございまして。

○松下座長 ありがとうございます。

以上の事務局からの説明を踏まえまして、本日の意見交換は二つのパートに分けて行いたいと思います。まず、取りまとめ骨子（案）のうち、職務経験要件について記載された部分を御議論いただき、その後でB法人制度導入に関する議論をお願いしたいと思います。各論点の時間配分につきましては、議論の状況を見ながら私の方で、適宜、進行させていただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては、検討会におけるこれまでの議論を繰り返す、あるいは蒸し返すのではなくて、検討会としてどのようにこの問題を取りまとめていくべきかについて意見交換を本日はしていただければと思います。

それでは、まず、第1の論点、職務経験要件について具体的には1ページの中ほど、「第2 職務経験要件」と記載されている箇所から3ページの最後までですけれども、どこからでも、どなたからでも構いませんので、取りまとめの仕方としてこれでよいかどうか、是非、御発言をお願いしたいと思います。どうぞ、御自由に御発言をお願いします。

○崎村委員 では、すみません、お願いいたします。崎村ですが、私としては2ページから3ページの取りまとめの行き着くところとしてはよいのですけれども、2ページ目の真ん中辺で、私の意見というのは何度も撤廃について申し上げてきたところでありすけれども、本検討会としては措置を維持するのが相当であるとの結論に至ったというところが、私的には少し強すぎて、ほかの意見もあるけれども、現段階ではこの程度が妥当というような、そういったところに落ち着いていただけないかなと思います。私は今でもまだ職務経験要件を撤廃すべきだと思っておりますので、現段階でここに落ち着くのが妥当だけれども、ということで、そう申し上げている次第です。

○松下座長 ありがとうございます。

今の点でもほかの点でも。どうぞ。

○レブラン委員 一応、崎村先生と全く同じ意見でございます。

○松下座長 分かりました。

今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○岡田委員 委員の岡田です。委員として参加させていただいて、職務経験要件については本当に色々な皆さんの立場から色々な意見が出て、私としては正直に言って、論点整理はできるけれども、結論というのは出せるのかなど。何らかの方向性が打ち出せるのかなどという、何となくそういう危惧を抱いていたのですが、私としては意見書のこの結論部分に関しては、今までの皆さんの意見をうまく調整していただいたなと思っております。私としては個人的な意見なのですが、最終的に3年－2年ないしは2年－1年という緩和の具体的方向性についても言及されているというところについて、ここまでよく来られたなという印象を持っています。そういう面では、色々な人の色々な意見がありましたけれども、そういうのをうまくこうまとめていく過程というのがすごく私としては個人的にもいい勉強になったなと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○柳委員 私は途中から委員に入ったものなので、議事録でしかこれまでの議論の経緯は理解していなかったのですけれども、今、岡田委員がおっしゃったとおり、これだけ議論が分かれているところをできるだけまとめるという作業をされてこられて、それで、こういう骨子

(案)になってきたというのは、バランスの良い結論ができていないかと思いました。したがって、自分の意見は違おうとしても、ここでの大方の多数意見をまとめられたものだろうなと思っておりますので、異論はございません。

意見というか、感想めいたことを申し上げますと、結局、3ページの「おおむね」というところがあって、3年－2年と2年－1年ということで、微妙なところで結論をお出しになっているなと思いました。前回、申し上げたとおり、立法事実等を考えると3年－2年なのかもしれないけれども、過半数というところを考えると2年－1年というのもあって、なるほど、なるほどと、いいところでまとめられておられるなと思いました。私自身は、緩和するなら3年－1年半ぐらいがいいのではないかと思っていたのですが、そういう選択肢はここに書いてないので、自説にこだわるつもりはありません。強いて言えば、3年－2年の方が2年－1年よりちょっとだけいいかもしれないなと思うぐらいですが、それを一本化するか、そういうことではなくて、皆さんの意見をできるだけ集約した中でこの結論に至っているのですから、この結論を変える必要はない、このままで良いと思いました。

一つ付け加えると、日本がこのように緩和するのなら、外国の制度はどうかかなと思っています。実際、外国の制度については、日本の制度が5年から3年に変わったときでも、特に外国の制度が日本に合わせて変わったという話は聞いていないので、日本が緩和する以上、外国の制度も緩和していただきたいと思います。ただ、それはこの骨子(案)に書く問題ではないと思いますので、これは発言だけにさせていただきたいと思います。

○**松下座長** ありがとうございます。「おおむね」という記述には、色々な思いが詰まっているのだろうと思います。また、2案が並んでいる中で、その特質についても言及していただけると議事録に残り、今後の検討に資すると思います。御発言をどうもありがとうございました。

○**加藤委員** 委員の加藤です。私も本当に各論点について様々な意見があった中で、非常に妥当な結論というか、うまくまとめていただいているなという印象で、私としてはこちらに記載していただいているまとめ方に異存はございません。個々の論点についてのまとめもそうなのですけれども、3ページ目の一番下の「小括」で、諸外国の制度を勘案しつつも要件の緩和に向けた前向きな検討を進めるよう要望するという方向性が出ていること、これは実は結構大きいのではないかなと思っています。なので、そういった方向性が打ち出されたということは非常に良かったのではないかと考えています。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**亀井委員** 皆さんがおっしゃっているように非常に色々な意見があって、緩和すべきという御意見と、緩和する必要性がどこにあるかという、私はどちらかというところの意見でしたけれども、議論をこの検討会で色々尽くされる中で、緩和という流れというのを消してしまうということも、これは将来に向けてどうかという気持ちも私自身の中にも芽生えましたし、そういう御指摘もこの中であったと思います。そういう中で、非常に微妙な表現で恐らくバランスを事務局あるいは座長の方でお考えいただいて、こういう骨子になったと思いますので、私はこの骨子自体は全く異論なく、そのまま採択されてもいいと思います。ありがとうございました。

○**松下座長** ありがとうございます。

せつかくですので、第1の論点については全委員から御発言を賜れるとうれしいのですけ

れども、いかがでしょうか。

○上妻委員 では、回ってきましたので、委員の上妻です。私もこちらの取りまとめ（案）に関しましては、今は動かしようがない形に仕上がったのかなという印象を持っています。最終的な結論として両論といいますか、二つの案、3年－2年と2年－1年と書かれていますが、私自身は今までの発言の中で比較的、労務提供が過半に至るといえるのはいかがかという部分についても触れてはいたのですけれども、そこは、ただ、論理必然というわけでもないものですから、職務経験要件や労務提供の実質を見るということは難しいという前提であっても、そこは全体の雰囲気や運用次第で、いずれでもよいのかなという印象は持っております。そういった意味で、特にこれ以上、加えることは私の中ではございません。

○松下座長 ありがとうございます。

○陳委員 反対意見があれば私は言おうと思いましたが、反対意見がなかったのです。元々、発言するつもりはなかったのです。ただ、座長に指名されるという感じで私の意見を申し上げます。最初から私ははっきり自分の意見を申し上げました。つまり、緩和すべきであるということで、10回の会議において全員でよく意見交換した上で、こういうような意見を出されたこと自体が、私自身が非常に納得できる、満足できるまとめではないかと思えます。それで、慎重派の先生たちにもこれに同意していただいて私は感謝しております。

それで、まとめの中に2ページの下から2行目のところが、私としては正にそういうことではないかなと思えます。つまり、「日本が社会経済の複雑多様化・国際化に適切に対応し、アジアのビジネスセンターとなるためにも」、ここは正にそういうことであると思えます。ですから、法律のことだけではなくて、日本全体、もう少し大きなスパンで考えると、皆さんがこういう結論になったのではないかなと思えます。

○松下座長 ありがとうございます。

○中西委員 委員の中西です。実質、内容につきましては特にコメントすることはございません。形式的なことにつきましては繰り返しになりますけれども、色々、意見が分かれていたところをこういう形で取りまとめたいただいた事務局に感謝いたしますし、それから、現行のままでもいいのではないかと維持派の委員の方もいらっしゃる記憶しておりますので、最終的な方向として緩和に向けた前向きな検討をという形でのこのような取りまとめに賛成していただいた、そういう委員の方にも敬意を表したいと思います。そういえば私は、逆にラディカルな、最後の3ページの2案に上がっていない逆の方の意見を申し上げたような記憶がありますけれども、この2案に全く反対はいたしませんので、その点は問題ありません。

なお、2ページのところにつきまして、最初に崎村委員などがおっしゃったことについてですが、このままで構わないとは思いますが、例えばですけれども、3番目の段落のところの話ですが、「本検討会としては……維持するのが相当であるとの結論に至った」のところに、例えば本検討会としては「現時点では」とかいう表現を入れるということも考えられるのかなと思いましたが、実質は今でも同じことなので何ら変わらないかと思えます。

○松下座長 ありがとうございます。

今、御指摘の段落の3行目に「現時点で」という記述があり、それとの関係をどうするかなのですが、表現の問題ですので、ニュアンスの出し方については、なお、工夫の余地があるのかもしれない。

○**崎村委員** どちらかというバランスの質問なのですが、B法人に関しては各関係者から聞き取りをしたということで、その後に弁理士会の理由が入っているわけなのですが、こちらにはそれをしたという事実すらも書いていないので、別に私はそれほどこだわりはないのですが、バランス的に入れた方がよいのかと思っただけです。余りこだわりはないです。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**レブラン委員** 委員のレブランですけれども、職務経験要件について、外国法事務弁護士の10年間ぐらいのキャリアで、色々な若い弁護士がこの経験要件について悩んでいることが結構ありますので、この委員会のまとめが緩和方向に向かっていることは大変感謝しております。それから、委員の意見交換で色々勉強になりましたので、ありがとうございます。

○**松下座長** いかがでしょうか。

先を急ぐつもりではないのですが、特に御意見がこれ以上ないようでしたら、職務経験要件についての御議論は一旦、ここで切らせていただいてよろしいでしょうか。また、必要があれば、随時、戻ることにしていただきまして。それでは、次にB法人制度について意見交換をお願いしたいと思います。資料では4ページの冒頭から5ページの最後までです。こちらについてもどの点でも、どなたからでも結構ですので、取りまとめの仕方についての御意見を頂戴できればと思います。崎村委員から先ほど御指摘があったとおり、取りまとめの様相がやや違うといえは違うのですけれども。

○**崎村委員** 崎村ですが、私からはB法人の部分に関しては特にコメントはございません。これでよろしいかと思います。

○**松下座長** いかがでしょうか。

○**岡田委員** 委員の岡田ですけれども、取りまとめ（案）に関しては、正直に言って特にコメントはないです。ただ、議事録には残してもいいかなと思っている個人的な意見としては、前から申し上げているようにB法人制度で意図せぬ技術流出が起り得るということに関しては、弁護士相当職という専門職なので、この点については個人的には引っ掛かるころではあります。ただし、飽くまでもこの流れでは、この検討会の意見というわけではなくて弁理士会の御意見なので、それについては変えましょうという趣旨では毛頭ないです。このままでいいと思います。

○**松下座長** ヒアリングでも出され、あるいは文書でも出された御意見ですので、ここに記載したということかと思いますが、いかがでしょうか。

○**陳委員** 先ほど言わなかったことを申し上げます。4ページの先ほど岡田先生がおっしゃっていたところの次の「B法人制度が導入されると」の3行目、「大手法律事務所による職務経験の浅い外国法事務弁護士の日本への大量参入が容易になるため」、もちろん、全般的に色々言いたいことはありますが、ここは改めて批判しなければならないと思います。私の予測としては、大量に参入することはあり得ません。なぜなら、それほど人気はないと思っていますから。ですから、それよりは我々がいかにアピールすることが大事であると思います。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**陳委員** ビザの取得緩和のように、一気に日本に旅行者が増えることを想像しているかもしれませんが、それとは全く違います。

○**亀井委員** こちらの検討テーマは、検討会自身では皆さん一致方向にまとまっていたことで、

唯一、弁理士会から提示された懸念をどう取り扱うかということが最後の課題だったのだらうと思います。その点で、懸念を表明されたことをそのまま報告に載せられるという選択と、それに関して検討会としては割と冷静に特に5ページの辺りで、意図せず起こる情報流出ということについて客観的、冷静に見れば、問題ないのではないかという意見でまとめられていますので、非常にこれも御苦心の跡が見られるかなど。最後の述語が「共感を得るには至らなかった」、もうちょっと強く書いてもいいかという気持ちはございますけれども、これぐらいがローキーでよろしいのではないのかということ、こちらの取りまとめについても全く異論なく賛成いたします。

○松下座長 ありがとうございます。

言葉の選択も難しいバランスの上に成り立っているという感じがしないではないです。

○上妻委員 それでは、上妻ですけれども、取りまとめに関しましては、こちらも動かしようがない形でまとまっているかなと考えております。弁理士会の懸念というのはよく分からない部分もあり、それなりの意見でもある部分もあるのですが、いずれにしましても、外国法事務弁護士と弁護士とで法人を作るとするのは、技術的にも色々難しい側面もあると思いますので、それはこれからの技術的な問題なのかなと認識しています。あとは、この取りまとめ自体は、もちろん、このままで結構なのですけれども、大手事務所のヒアリングの際に事務所自体が、あるいは今後、作る法人の中で内部的にこういったきちんと手配をするのだというようなお話もあったかと思われましたので、一応、議事録にとどめる意味で発言させていただきました。

○松下座長 ありがとうございます。

○加藤委員 B法人制度の方の論点についても、取りまとめとしては全く異存はございません。職務経験要件の論点との書きぶりの違いといいますか、先ほど崎村委員がおっしゃっていた外部団体のヒアリングについて触れているか、触れていないかという点についてですけれども、先ほど亀井委員がおっしゃられたように、職務経験要件の方の議論については、この検討会の委員間で非常に意見が割れていたというのに対して、B法人の方の論点については検討会内では比較的、意見が一致している中で、どちらかという外部団体との意見の相違が大きかったかと思しますので、今回のこの案の記載ぶりは、議論の様相を端的に表しているかなと思いますので、これはこれで私としてはいいかなと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

○柳委員 柳ですが、B法人制度については既に平成21年の外国弁護士制度研究会において、相当、議論した上で導入を決めた経緯がある一方で、弁理士会等から懸念が示されていたということも事実です、そこで、懸念に対してここの検討会で十分配慮して、時間をとってかなり議論した上でこういう結論に至ったという、そういうステップを踏んでいるということが重要なかなと思われました。骨子（案）では、懸念に対してこういう考え方がありますよということまできちんと論証もされており、この取りまとめで賛成でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 委員のレブランです。弁理士会の件をこのまとめに記載する必要性は分かりましたけれども、誰かが冷静に取り扱ったという書き方があったのですけれども、共感を得るには至らなかったということは、冷静にすぎるのではないかと、それか、もうちょっと強い書き方がいいのではないかと考えています。

○松下座長 ありがとうございます。

ここまでくると全員に御発言を頂きたくなるのですが。

○中西委員 委員の中西です。取りまとめには、もちろん、賛成であります。平成21年の前回の研究会に委員として参加していた者の立場からコメントさせていただきますと、前回も不当関与等々の懸念については検討したのに、という思いがありまして、前回の報告書を出してからB法人につきましては未だ立法に至っていないのは、正直、残念に思っておりますが、今回、こういう形で再度、検討して対応してということでもいいのかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

先ほどと同じく一度発言したら、2回目は発言不可ということではありませんので、更に御発言があれば、是非、お伺いしたいですが、いかがでしょうか。方向性については御賛成だという場合でも、これから先の議論のために何か議事録に残しておいた方がいいということがあれば、是非、御発言をお願いしたいと思います。

おおむね、第2の論点、つまり、B法人制度の導入についても御意見は頂けたと理解してよろしいでしょうか。

では、大分、早いのですが、御意見が尽きたところで会議を続けるのもどうかと思います。一応、念のために職務経験要件についても更に御発言は今のところないと理解してよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、大分、予定の時間より早いのですが、最後に今後の本検討会の取りまとめにつきまして、私の方から御提案をさせていただきたいと思えます。

本日の意見交換を通じ、様々な御意見やコメントを頂戴しましたが、大筋では御議論いただいた取りまとめ骨子(案)の方向性についてコンセンサスが得られたように思えますので、いよいよ、検討会としての結論を取りまとめた報告書の作成に入りたいと思えます。その方法ですけれども、ひとまず、本日、この場において最終報告書(案)の作成について座長の私に御一任を頂きたく存じます。次回の検討会までの間に座長案を作成し、最終の検討会で皆様の御了承を頂くという段取りで進めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」との複数の委員の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

念のため、ほかに更に第1、第2の論点について、あるいはそれ以外について御発言がありましたら、是非、伺いたいと思えますが、よろしゅうございますか。

それでは、予定の時刻よりはる大分早いですが、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

最後に、次回の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○松本官房付 次回の検討会は座長からもお話がございましたが、最終回とすることを予定しております。その日程につきましては、7月5日(火曜日)を候補として考えております。

ただ、詳細につきましては追って事務局から御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○松下座長 本日はどうもありがとうございました。

—了—